学生自治会規約

実施予定日

平成 30 年 7 月 1 日

福岡工業大学

福岡工業大学学生自治会規約

第１章　総　　則

学生自治会（以下「本会」という。）は福岡工業大学学生自治会と称し、事務所を本学サークル棟内に置く。

第１条　本会の目的は「建学の綱領」に則り学生相互の親睦とその向上を図り学生生活ならびに本学の充実発展に寄与する。

第２条　本会は前条の目的を達成するために会員相互の交流、学術、文化ならびに体育の振興に関する事業を行う。

第２章　構成と会員の権利義務

第３条　本会は福岡工業大学全学生及び教職員をもって構成する。教職員は名誉会員とし、何等の義務を有しない。但し、適切な助言を受けることがある。

第４条　本会の会員は次の権利を有する。

１．本会の活動によって生ずる利益を享くること。

２．学生総会に出席しその議決に参加すること。

３．本会のあらゆる活動に参加し意見を述べること。

４．各機関の記録文書を閲読すること。

第５条　本会の会員は次の義務を負う。

１．会員は会費を入学期に、一括して納入すること。

２．本会各機関の規約細則等に従うこと。

３．第２章第６条の勧告に従うこと。

第６条　本会会員が本学の名誉、或いは本学の学生自治会の名誉を著しく損ねた場合、若しくはその義務を著しく怠った場合には代議員会は勧告を行うことがある。

第３章　組　　織

第７条　本会は次の機関及び役員を置く。

１．学生総会

２．代議員会

（イ）サークル審議委員会

（ロ）会計監査委員会

役員

代議員会議長・同副議長・同サークル審議委員長・同会計監査委員長・同代議員

３．自治会

役員

自治会会長・同副会長・同会計長・同副会計長・同自治会員

４．実行局
役員
実行局局長・同副局長・同会計長・同副会計長・同実行局員

第８条　実行局・体育会・学術文化会は、本会機関に直結する。之に関する細則は別に定める。

第４章　決議機関

第９条　本会の最高議決機関は学生総会である。但し、通常の議決は代議員がこれを代行する。

第１項　学生総会

第１０条　学生総会は全学生をもって構成する。
第１１条　学生総会は次の場合、自治会会長（以下「会長」とする。）が招集する。
１．学生総会。
２．代議員会の議決があるとき。
３．会長が必要と認めたとき。
４．学生総数の１０分の１以上が文書でその目的を明確にした署名のあるとき。
第１２条　会長は原則として、学生総会の１週間前までに大会招集の目的、日時、場所を公示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
第１３条　学生総会は学生総数の過半数の出席により成立し、その議決は多数決によるものとする。但し過半数の出席がない時は定足数の４分の１以上で仮決議することができる。仮決議は審議期間を１週間とし全学生の３分の２以上の反対なきときは本決議となる。
第１４条　次の事項は学生総会で決議しなければならない。
１．前年度予算の決算報告。
２．今年度予算の提議ならびに承認。
３．会費額の決定。
４．本規約の改正。
５．活動報告。
６．その他全学生に重大な影響を及ぼすような事項。

第２項　代議員会

第１５条　代議員会は学生の総意を代表し、本会全般に関する事項を決議する。
第１６条　代議員の任期は４月１日より１か年とする。
第１７条　代議員会は次の役員を選出する。
１．代議員会議長・同副議長
２．サークル審議委員長
３．会計監査委員長

第１８条　選出された自治会員は代議員における議決権を失う。
第１９条　代議員会議長（以下「議長」とする。）は次の場合、代議員会を招集する。但し、第１回代議員会は、会長が之を招集する。
１．会長の要求があるとき。
２．代議員の３分の１以上の要求があるとき。
３．議長が必要と認めたとき。
第２０条　議長は代議員会開催の１週間前までに大会招集の目的、日時、場所を公示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
第２１条　代議員会は代議員総数の過半数以上の出席をもって成立する。
第２２条　代議員会は定足数の３分の２以上で議決される。
第２３条　代議員会は代議員の不信任決議をすることができる。
第２４条　代議員は議案を文章をもって提出することができる。
第２５条　代議員会は第２項２４条の議案を公開する。但し、出席代議員の３分の２以上の議決があるときはこの限りではない。
第２６条　議長は会議の結果を２日以内に会長に文章をもって通達しなければならない。

第５章　自治会機関

第２７条　本会の最高執行権は自治会にある。
自治会は次の委員により構成する。
自治会会長・同副会長・同会計長　各１名及び自治会員。
第２８条　会長は自治会員から選出される。
第２９条　会長は副会長・会計長を（原則として、１名ずつだが、会長が必要と認めたならば、その限りではない）指名し代議員会がこれを承認する。但し、会長は他の役員を兼任できない。
第３０条　会長は自治会を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行する権利を持つ。
第３１条　会長は随時会議を開き、必要ある事項については代議員会に意見を提出し審議に参加することができる。
第３２条　会長・副会長・会計長の任期はそれぞれ１２月１日より１か年とする。

第６章　会計及び会計監査

第３３条　本会の会費は寄付金その他をもって之に当てる。
第３４条　本会の会計年度は４月１日より１か年とする。
第３５条　会計監査委員長は互選により委員長を選ぶ。委員長は次の場合、監査の結果を報告する。
１．学生総会
２．代議員会の要求があるとき。
第３６条　会計監査委員長は任期満了のとき及び代議員会の要求があるとき会計報告をしなければならない。

第７章　協議会

第３７条　本会は大学側と常に大学生活ならびに、本学の充実発展のために親睦を深める義務がある。これを協議会といい、随時諸問題について協議する。

第８章　規約改正

第３８条　本規約の改正は代議員会がこれを作成し、学生総会の同意を必要とする。

福岡工業大学学生自治会レンタカー援助金規定

（趣旨）

第１条　　本会に所属する各団体の活動を円滑かつ迅速にすることを目的とし、各団体がレンタカーを学生自治会より借用する際にレンタカー代を援助することとする。

（対象）

第２条　　本会に所属し、大学教職員が顧問として就任している団体（部、同好会、愛好会、学生団体）に限る。

第３条　　原則として、団体による試合、合宿等でのレンタカーを借用する際に基づきレンタカー代を援助する。

（条件）

第４条　　借用する各団体は借用を希望する１か月前までにレンタカー借用願、運転登録書、運転免許書のコピーを学生自治会に提出し、会長の許可を得るものとする。

第５条　　借用はすべて予約制（受付は先着順）とする。

第６条　　レンタカーは各団体１台までとし、連続で使用できる日数は５日までとする。（月をまたいで借りることはできない）

第７条　　１か月にレンタカーを借用出来る回数は各団体１度のみとする。

第８条　　運転登録書に登録している者以外の運転は認めない。

（受付日時）

第９条　　学生自治会の受付時間は平日の１６：３０～１８：００までとする。

第１０条　　長期休業中に借用したい団体はあらかじめ学生自治会に連絡を行う。

（免責事項）

第１１条　　レンタカー借用に関する一切の責任は借用団体の代表者がこれを負う。

（援助金）

第１２条　　レンタカー援助金額については下記の通りである。

（１日単位のレンタカーの援助日数）

借用日数（日）	1	2	3	4	5
援助日数（日）	1	1	1	2	2

第１３条　　２日以上借用する際は領収書を援助金額・自己負担額で分けるように行う。

（規程の改廃）

第１４条　　この規程の改廃は、学生総会の議を経るものとする。

附則

第１条　　本規定は平成３０年７月１日より実施する。

福岡工業大学学生自治会物品借用規定

（趣旨）

第１条　　本会が所有している物品を貸し出すことで、本会に所属する各団体の活動を支援することを目的とする。

（対象）

第２条　　本会に所属し、大学教職員が顧問として就任している団体（部、同好会、愛好会、学生団体）に限る。

第３条　　原則として、団体による活動でのみ借用を許可する。

（条件）

第４条　　原則として、借用する各団体は借用を希望する１か月前までに物品借用願を本会に提出し、会長の許可を得るものとする。

第５条　　借用はすべて予約制（受付は先着順）とする。

第６条　　１か月に学生自治会の物品を借用出来る日数は８日までとする。

（受付日時）

第７条　　学生自治会の受付時間は平日の１６：３０～１８：００までとする。

第８条　　長期休業中に借用したい団体はあらかじめ学生自治会に連絡を行う。

（免責事項）

第９条　　学生自治会物品借用に関する一切の責任は借用団体の代表者がこれを負う。

（規程の改廃）

第１０条　　この規程の改廃は、学生総会の議を経るものとする。

附則

第１条　　本規定は平成３０年７月１日より実施する。

福岡工業大学学生自治会貸し部室規定

（趣旨）

第１条　　本会に所属する各団体の活動スペースの確保と支援を目的とする。

（管理）

第２条　　本会が貸し部室を所有し、これを管理・運営する。

（対象）

第３条　　本会に所属し、大学教職員が顧問として就任している団体（部、同好会、愛好会、学生団体）に限る。

（申請方法）

第４条　　原則として、借用はすべて本会に申請し予約することとする。

（申請上の注意）

第５条　　原則として、１団体が１か月に利用できる日数は８日までとする。

（貸し出し日時）

第６条　　原則として、貸し出し時間は１３時～２０時までとする。

第７条　　原則として、土曜日、日曜日、祝日、長期休暇を除く平日のみ利用できる。

（免責事項）

第８条　　原則として、借用中の貸し部室に関する一切の責任は使用している団体（部、同好会、愛好会、学生団体）の代表者がこれを負うものとする。

（規定の改廃）

第９条　　この規定の改廃は、学生総会の議を得るものとする。

附則

第１条　　本規定は平成３０年７月１日より実施する。

福岡工業大学学生自治会サークル特別支援金支給規程

（趣旨）

第１条　サークル特別援助金は、学生自治会に属する体育会本部及び学術文化会所属の団体またはその構成員が、各種競技会・研究発表会に参加・備品購入及び学外施設を利用する場合、負担となる旅費交通費及び宿泊費等を支給しサークル活動の活性化を図り、学生自治会に属する団体・個人の自己実現を目指すものである。

（支援の対象及び条件）

第２条　支援の対象は、本学の学生自治会に属し、団体の顧問として、原則として教職員が就任している各部、同好会及びその団体に属する個人であることとする。

全国大会、九州地区大会及び九州北部大会の規模で開催される各種競技会・研究発表会等に参加する場合、支援を行う。

また、新規備品購入、代議員会の発行する備品登録願により団体の備品として登録してある備品の修理代、修繕代については支援することとする。なお、施設利用費については、学内に無い施設を利用した場合に限り支給することとする。

（支援金）

第３条　大会の規模・参加校数・必要経費とその出所、社会や大学に対する貢献度を考慮して、支援金を支給することができる。

1.　支援金の額は、次の通りとする。（但し、年度内の団体・個人への支援金授与は、原則として年間 60 万円を上限とする）

(1) 学生自治会に属する団体

①1回につき1団体の経費総額の半額

(2) 団体に属する個人

①1回につき1個人の経費総額の半額

(3) 原則として施設利用費ならびに備品補助は経費の半額を支給する。

2. 法人強化クラブである吹奏楽団・硬式野球部・ラグビー部・女子柔道部については、対象から除外する。

＜備考＞

（交通費）

- ガソリン代は原則として大会参加などの理由でレンタカーを使用した場合は認める。
  （但し、ハイオクは認められない）
- 航空機代…全国規模以上の大会で、中部北陸以東及び沖縄県による開催の場合。
- 高速代…県外のみ。但し、県内で利用した場合においても、代議員会が認めた場合はこの限りではない。
- JR 特急券代…高速代同様。
- 高速バス代…高速代同様。
- フェリー代…2 等船室のみ。
- タクシー代…原則として認めない。但し、代議員会の許可があるものに関しては例外として認める
- レンタカー代…大会参加等の理由がある場合は認める。

（備品購入代）

- サークル内の品代、薬品代、文具代、部品代、道具代等、漠然とした物は必ずレシート等を必ず添付すること。

（その他否認可一覧）

以下のものは原則として認めない。

（代議員会の発行する備品登録願により、団体の備品として登録してあるものは認める）

・郵送費　・クリーニング代　・チケットノルマ代　・花束代　・飲食代　・接待費

・ユニホーム代　・プレゼント代　・写真代　・タクシー代　・クレジット支払い

・酒代　・祝菓子代 ・協会登録費（サークル予算から支払うこと）

・ポイントカードを利用した領収書（購入によってポイントが発行されるもののみ不可とする。）

・その他活動内容との関係性が認められないもの

（その他経費）

- 試合合宿（宿泊費等）の必要経費及びその際の食事代に関しては、明細があれば認める。

（授与の決定）

第５条　代議員会は、前条に基づき、支援金を授与する団体又は個人を決定する。

（授与の方法）

第６条　支援金の授与は、代議員会議長が授与する。

（報告義務）

第７条　申請書提出後、支援金を執行したか否かを出納帳に必ず明記し、領収書を出納帳に添付して、１０日以内に代議員会へ報告しなければならない。

（監査）

第８条　大会等に参加した参加団体または個人は、代議員会からの支援費について、別途出納帳を作成し、年度末に必ず会計監査を行うこと。会計年度は4月1日から3月31日までの1年間である。

（罰則）

第９条　学生自治会に属する各部、同好会、及びその団体に属する個人は自治会費使用に関してその用途は明確に報告する義務がある。その義務を怠る等のため、監査の結果承認されない場合は、支援金の返金、また、次年度の活動援助金を差し押さえる場合がある。

（事務）

第１０条　支援金の授与に関する事務は、代議員会において行う。

（規程の改廃）

第１１条　この規程の改廃は、学生総会の議を経るものとする。

附則

この規程は、平成３０年７月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。